

平成28年第5回美幌町議会定例会会議録

平成28年 9月13日 開会

平成28年 9月15日 閉会

平成28年 9月15日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 2番 大江 道 男 君
- 日程第 3 承認第 12号 専決処分の承認について
[平成 28 年度美幌町一般会計補正予算 (第 4 号)]
- 日程第 4 承認第 13号 専決処分の承認について
(損害賠償の額の決定及び和解)
- 日程第 5 議案第 62号 工事請負契約の締結について
(美幌町民会館改築建築主体工事)
- 日程第 6 議案第 63号 工事請負契約の締結について
(美幌町民会館改築電気設備工事)
- 日程第 7 議案第 64号 工事請負契約の締結について
(美幌町民会館改築機械設備工事)
- 日程第 8 議案第 65号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 66号 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第 10 議案第 67号 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 68号 美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 69号 平成 28 年度美幌町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 13 議案第 70号 平成 28 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2
号) について
- 日程第 14 議案第 71号 平成 28 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 15 議案第 72号 平成 28 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 16 議案第 73号 平成 28 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 1 号) につい
て
- 日程第 17 認定第 1号 平成 27 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2号 平成 27 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 19 認定第 3号 平成 27 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第 20 認定第 4号 平成 27 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 21 認定第 5号 平成 27 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

- 日程第 2 2 認定第 6 号 平成 2 7 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 2 3 認定第 7 号 平成 2 7 年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 8 号 平成 2 7 年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 日程第 2 5 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書について
- 日程第 2 6 意見書案第 9 号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しを求める意見書
について
- 日程第 2 7 意見書案第 10 号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書について
- 日程第 2 8 意見書案第 11 号 J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の恒久化等
を求める意見書について
- 日程第 2 9 意見書案第 12 号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革と T P P の拙速な国
会承認の反対を求める意見書について
- 日程第 3 0 意見書案第 13 号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める意見書について
- 日程第 3 1 意見書案第 14 号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書につ
いて
- 日程第 3 2 報告第 1 4 号 健全化判断比率について
- 日程第 3 3 報告第 1 5 号 資金不足比率について
- 日程第 3 4 報告第 1 6 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 3 5 報告第 1 7 号 平成 2 7 年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点
検・評価の報告について
- 日程第 3 6 報告第 1 8 号 例月出納検査報告について（5 月～7 月分）
- 日程第 3 7 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 高 橋 秀 明 君 | 2 番 大 江 道 男 君 |
| 3 番 新 鞍 峯 雄 君 | 4 番 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 稲 垣 淳 一 君 | 6 番 戸 澤 義 典 君 |
| 7 番 早 瀬 仁 志 君 | 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 1 0 番 吉 住 博 幸 君 |
| 1 1 番 橋 本 博 之 君 | 1 2 番 中 嶋 す み 江 君 |
| 1 3 番 古 舘 繁 夫 君 | 議 長 1 4 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 | 教 育 委 員 会 長 平 野 浩 司 君 |
| 農 業 委 員 会 長 鈴 木 幸 往 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 長 松 本 光 伸 君 |
| 監 査 委 員 高 木 清 君 | |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	小西守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	石澤憲君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	田村圭一君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館長	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成28年第5回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番坂田美栄子さん、10番吉住博幸さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、議場音響設備調整のため、パソコンの使用を許可しておりますので御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、既に通告しております2項目につきまして質問をいたします。

第1は、国民健康保険税の引き下げについてであります。

美幌町の国民健康保険税1人当たり調定額は、平成26年度の比較であります。全道157保険者中51位と上位にあります。今年度、美幌町は、国民健康保険税を引き下げましたが、1世帯平均1万145円、1人当たり5,482円です。加入者から大変歓迎されているという状況でございます。

平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県化を前にいたしまして、来年度、平成29年度が美幌町独自の国民健康保険税税率決定の最後の機会となると考えております。

美幌町の国民健康保険税引き下げの余地はどの程度と推察されますか。まず、お聞きいたします。

2点目は、保険者支援制度についてです。これは、通告が間違っていたと思いますが、平成26年度はごくわずかでありまして、実際的には平成27年度以降、保険料の軽減に応じた町（保険者）への財政支援が拡充されておまして、国によりますと、平成27年度において、国民健康保険加入者1人当たり5,000円の税額が引き下げになると、このように聞いております。

美幌町において、平成27年度、28年度、どの程度、国民健康保険税に充当されたのか、お示しいただきたいと思っております。

3点目は、平成27年度国民健康保険特別会計の決算状況についてです。

平成27年度の国民健康保険特別会計の収支状況及び基金残高についてお示しをいただきたいと存じます。

2項目めは、宅地等寄贈への対応についてです。

その1点目は、寄贈を受けるか否か、諾否の基準についてであります。

美幌町外に転出された方から、美幌町に対して都市計画区域内にあります宅地寄贈の意思が示されております。美幌町としてお受けするか、しないのか、この諾否の基準をお示しいただきたいと思っております。

また、これまでの宅地寄贈の申し出、受理・不受理の状況についてお示しいただきたいと思っております。

2点目は、寄贈申し出への積極的対応についてであります。

人口減少社会の到来によりまして、今後は、宅地等の寄贈の申し出が増加し、美幌町で積極的に活用してほしい、こういう要望が増加する可能性があります。

美幌町としての公的利用はもとより、地域の共同利用、あるいは移住施策への活用など、都市計画区域内宅地の寄贈意思に積極的に対応すべきと考えますが、美幌町としての考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、国民健康保険税の引き下げについてであります。一つ目の国民健康保険税の税率の改定及び引き下げに関してでございますが、都道府県への移行に伴い、市町村は納付金を納めることとなります。道は現在、道内の市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮しながら、納付金の決定及び標準保険料率の設定など、取り進めているところでございます。

本町は、平成28年度に保険税の税率改定を行っており、標準保険料率が示される前の税率の改定、保険税の引き下げは慎重にすべきと考えているところであります。

二つ目の保険者支援制度についてですが、国保の軽減被保険者数に応じた国の財政支援制度（保険基盤安定繰入金）で、平

成27年度に、1,700億円に拡充されたことにより、本町は2,600万円ほど増額交付となり、国の説明どおり、被保険者1人当たり約5,000円の財政支援を受けたところであります。

三つ目の平成27年度の国保会計の収支状況と基金残高ですが、平成27年度決算では、単年度収支で約9,200万円の収支不足を前年度繰越金と国保基金約1,500万円を取り崩して、収支の均衡を図ったところであります。その結果、平成27年度末の基金残高は、3億4,500万円となっております。

次に、宅地等寄贈への対応について。寄贈の諾否の基準についてであります。宅地寄贈にかかわる本町の寄贈諾否の基準はありませんが、行政目的の用に供することが可能かどうか、各部局への情報提供を通じ、位置及び面積を勘案し判断をいたしているところであります。

また、これまでの宅地寄贈の申し出、受理・不受理の状況についてであります。不受理した件数につきましては、正確に把握をしておりますが、毎年数件のお問い合わせがあります。受理した件数は、過去5年間で2件の寄贈を受けているところであります。

次に、2番目の寄贈申し出への積極的対応についてであります。宅地の寄贈につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、行政目的の用に供することが可能なものについてお受けをしており、今後も町が所有することが町益につながるかを見きわめ、判断していくべきと考えております。

一方で御指摘のとおり、今後は人口減少社会の到来による土地寄贈の申し出が増加する傾向が予想され、昨年策定いたしました、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、空き家バンク制度が掲載されております。現在、制度化に向けて調査研究を行っているところでありますが、空き地

や空き家を移住希望者がマッチングするような仕組みづくりができれば、公的利用や地域の共同利用にもつながるものと考えられます。寄贈の申し出に対し、行政としてその有効活用をどのような形でできるのか、今後とも研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 再質問をさせていただきます。

一つは、美幌町の国民健康保険税が大変高い水準にあるという認識について、町長はお持ちかどうかということであります。

これは、全道の比較が出ておりますが、国は全国国保事業状況報告書というのを、毎年年度末に発表しております、一番新しいのは、平成26年度の比較というものであります。ただ、国は発表しておりますが、私などのインターネットの未熟な者が集計はできないので、道に、データはないかということをお聞きしましたが、道としては持っていないと。国のデータを直接見ってくれということで、難産したのですが、わかる人に打ち出してもらったのが、平成26年度の状況というのがございます。多分、これらを元にいたしまして、いろいろな団体が国保税の比較を出しております。

これは、北海道の国保連合会が出した資料ですが、これは3年ほど手元にあります。2014年度国保保険料1人当たり調定額、収納率の比較でありまして、これは1回目の質問で、全道51位、1人当たり調定額は11万2,035円。全道157団体の平均が9万3,167円でありまして、美幌町の保険税は、全道平均と比べて、1人1万8,860円高いという状況が示されております。以下、平成25年度の全道平均と比べて、美幌町は3万902円

高いと。さらに平成24年度は、北海道の平均と比べて、2万1,110円高いということで、金額を比較することができます。

そこで、どの町でも共通の話題になっているのですが、そもそも国保料・国保税そのものが、他の医療保険制度と比べて異常に高いということです。

私は、高い保険税・料の中で比較をして、美幌町のランクは非常に上だということをお願いしているのですが、ちなみに、一番新しいので、平成26年度の比較では、全道51位ですが、その前年は、全道35位、その前も全道36位ということで、157団体中で言えば、常に上位にあるということ、どこの国保も高いのだけれども、その中で常に上位にあるという状況を、まず町長はどのように認識されているか、お伺いをいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、議員がおっしゃったように、全道157団体のうち、平成26年度については、51位。保険税の調定額でいうと、1人当たり11万2,035円ということでありまして。

これは、高いのか安いのかというようなお話でありますけれども、美幌町における医療資源を考えると、美幌町に住んで高度医療を受けたり、あるいは日常的に病院にかかれるというような状況を考えると、決して極めて高いという認識にはないわけでありまして、医療環境を含めて考えなければいけないのではないかと考えております。そうした意味で、極端に極めて高いというような認識には至っていないところでございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、収納率が低いからなのかということで、収納率も調べてみました。この点では、国保連合会のデータの中にはなかったのですが、別なもので見ましたら、美幌町は、現年の収納率97.5

5%ということで、全道の平均が90.76%ということですから、相当高い水準にあり、町民は真面目に、高いがしかし払うべきものは払うという状況になっています。多分、再来年から道に移管された場合でも、被保険者1万人以下の団体について、収納率の目標が最大で95%ということになっておりますので、美幌町5,715人の被保険者ですので、この点からいくと、目標以上の実績を誇っております、収納率95%以上の保険者については、特別の目標は定めないということで、引き続き努力をしてほしいという水準にありますので、大変優秀な状況になっているというのが実態だと思います。やはり、個人の責任では全くなくて、美幌町は全体として大変高い水準にあるというように思います。

そこで、2点目にお伺いしたいのですが、この美幌町で、毎年の国保会計は、黒字を続けておまして、余ったお金は基金という形でこの間保有されております。私も何回か取り上げておりますが、御答弁の中で、平成27年度の基金保有は3億4,500万円であるということで、今年度に引き継がれているというように思います。美幌町の、この基金の保有というのは、全道157団体の比較の中でいえば、どういうレベルにあると町長は御認識されておりますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 美幌町の基金の保有残高でございますが、資料としましては、管内の部分しか今は手持ちにございませんけれども、平成26年度の管内の決算状況等を見ますと、美幌町の保有金額、26年度決算ですから、先ほどの3億4,500万円とは少し異なりまして、3億6,000万円ほどですけれども、管内では北見に次いで2番目の高さでございます。25年度、その前の24年度については、管内で1番保有していたという状況にあります。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この点で、美幌町の年度末基金で申し上げますが、先ほど、平成27年の決算は3億4,503万1,000円でございますが、前年の26年は3億6,079万7,000円、25年度末、3億6,064万2,000円、24年度末、3億6,048万4,000円と、このように平成23、22年——平成22年は3億6,000万円を若干切っておりますが、3億5,916万4,000円というレベルです。この基金の保有の目的は、当然あると思いますが、国の基金保有の指針というのは、幾らになっておりますか。

医療費・医療給付費の過去3年間の平均額の5%という指針が示されておりますが、これに対して、美幌町の27、26、25年3年間の国の指針どおりでいえば、幾らの基金を指針とされているのかと。その指針額という点では、幾らなのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいま御質問のありました基金の必要額は、国民健康保険財政の基盤安定を強化する観点から、過去3カ年における保険給付費平均額の5%以上に相当する額を積み立てるということで、他項の答弁でもお示ししているところでございますが、今は27年の分は出しておりませんので、24年から26年の3カ年の決算ベースで試算いたしますと、3カ年平均で23億1,300万円となり、この5%ということになりますと、1億1,569万5,000円という数字になっております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私も町にお聞きいたしましたして、平成27年度を含めて試算をいたしましたら、若干ふえているかと思っておりますが、それにいたしましても、国は医療

費の予期しない増額があったなどなどに備えて、全国の市町村に対して3年間の医療給付費の平均の5%程度ということで、町の試算によりますと一億一千五、六百万円ですから、その3倍の基金を常時保有しているという状況を、私はこれまで何回か指摘をしてきたのですが、いよいよ変えなければならぬのではないかと考えております。これは平成27年の決算で、1世帯10万6,787円、加入者1人頭6万299円という金額になります。

そこで、平成26年度の全道157保険者ごとの基金保有状況を調べてみました。基金を持たないというところが39団体あります。大きな町、例えば札幌のように大きくなりますと、基金は16億6,500万円持っている。旭川は14億8,800万円持っているというようになりますが、加入者数が絶対的に多いので、結局は、美幌町は人口の多いところと比較をしても仕方がないと思います。

特徴としては、小さな町や村で美幌町の世帯当たり、あるいは人口当たりの基金を超えるというところはあります。小さいので何かがあったら大変だということのあらわれかと思えます。

そこで、人口2万人を超える美幌町以上の町で、世帯当たり10万円を超える、あるいは加入者1人5万円を超える自治体はないかということで調べましたら、一つもありません。美幌町だけという状況で、一定の人口規模を持っている町で、美幌町のように高額な基金は持っていないということが明らかになっています。

こういう状況で、なお、基金を保有し続けるというのは、私は意味がないのではないかというように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国保の基金をなぜ持たなければいけないかということは、やはり安定的な運営をするためには、一定の

基金を持たなければいけないということだろうと思います。

そのような中で、例えば、ほかの町村の状況がちょっとよくわかりませんが、高度医療が使える、あるいは高齢化率であるとか、あるいは加入者の状況によってそれぞれ持つお金も変わってくるのではないかと、そんな思いをしているところでございます。

例えば、高度医療のことでいえば、平成26年度は70万円以上の高額な医療費にかかる件数は296件で3億4,600万円という数字も出ておりますし、1件当たりでいいますと、27年度でいうと、お一人で660万円という医療費があったこともあります。あとは、いつも言っておりますけれども、やはり病があるかどうかということも影響としては考えなければいけないのではないかと考えております。

それで、39の自治体が基金を持たないというようなお話でありましたけれども、これは毎年、税率を変えて、料率を変えていくということなのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、いずれにしろ、私どもの町については3億4,000万円程度の基金を持っているということでもあります。ことし、料率を見直しさせていただきましたけれども、これが来年29年度以降、保険者の一元化によって、どうなるか全く予想がつかない中、やはり一定の基金を持たなければなかなか運営は難しくなるのではないかと、そのような思いでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国の指針の前提として、不測の事態に備える、あるいは国保財政運営の健全化のために基金を持つよということ、それ自体は一定の根拠を持っているというように思います。

そこで、先ほど札幌・旭川も相当多額の

基金を持っているということを申し上げましたが、札幌で16億円、旭川で14億円、これは世帯が多いので、平成26年度では資料不足で比較ができないのですけれども、その何年か前の全道比較が手に入りまして、それで見ますと、世帯当たりでいえば、札幌市8,050円、旭川市4万4,814円なのですが、札幌では高い国保を引き下げるためだと思いますが、世帯当たり、基金残高の2倍に当たる一般会計の独自繰入金1万6,736円、旭川市で2万4,865円を支出してまして、国保税が引き上がるのを政策的に抑えているという状況があります。ですから、基金をたくさん持っているから、必ずしも国保会計が健全だとは一概には言えません。一般会計からの繰り入れを見ていかなければならないという状況ですが、そこで伺います。

私は先ほど、美幌町は平成22年度以降、年間3億6,000万円ぐらいの基金を常時保有しているということを申し上げましたが、一般会計で法定外の繰り入れ、いわゆる国保料引き下げのために支出している事実はありますか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 国民健康保険特別会計における一般会計からの繰り入れのお話だと思いますが、現在、国民健康保険特別会計におきましては、国が地方財政計画で定めております法定部分、ルール分と言われる繰り入れを行っているだけで、法定外の部分については繰り入れを行っていないということですので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 結局、美幌町は保険税でいただいたもの、一般会計繰り入れというのはもちろんありますが、法律で繰り入れることが義務づけられて、その原資についても指示されていて、全道・全国どこでも義務づけられている一般会計を通し

た繰入金以外は、いわゆる国保税引き下げのためには、1円も使われていないということですから、この国保基金というのは、言ってみれば、加入者が努力をして支払った保険税の剰余金ということになるわけです。そういうふうに見てみますと、もっと私は真剣に国保税引き下げのために努力すべきものではないかと思っております。

そこで、かかわってきますので御質問しますが、保険者支援金というのが、主として平成27年度以降、今年度の28年度も含めて、全国1,700億円で、美幌町でいえば、平成27年度では2,600万円ということですが、このお金は、国保税引き下げのために使うということの主目的として全国に出されています。加入者1人頭でいえば、5,000円の引き下げがもともとできたものですが、美幌町はこの支援金が国保税引き下げに使われましたでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 保険基盤安定負担金といたしまして、保険者支援分といたしまして先ほど御説明したように、平成27年度におきましては、対前年より2,678万円増額となりまして、この分を国保会計に繰り入れを行っているところでございますが、国の通知によりますと、この算定につきましては、低所得者向けの保険料軽減措置の拡充という形でなされたもので、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への交付金となっております。

27年度に、この分の負担金が増となったということで、町としましては、こちらの保険税の税収の内訳、軽減分に充てるということではなくて、論議した中では、一応平成27年度につきましては、この国からの支援がありますけれども、医療費等の伸びを勘案しまして、そのままの税率で行うということで判断させていただきました。国保会計の医療・介護・後期の区分の

不均衡の是正もありましたので、平成27年度にそういう安定化部分を含めて検討しまして、28年度に改正したというような経過になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 答弁書では、平成27年度に2,600万円ほどということ、端数はあるようです。2年、多分同じ水準で来たとすれば、27、28年を合計しますと、5,200万円余りの支援金が美幌町の国保会計に入っている。2年分ですから、加入者1人平均でいえば、1万円を超える金額になっているかと思えます。

平成28年度で、実は美幌町は、加入者1世帯平均1万145円、1人当たり5,482円の税の引き下げがありますが、支援金自体で1万円を超える金額がきていて、実際に税の引き下げは1人当たり5,482円ということで、支援金にまだまだ余裕がある。ですから、3億5,000万円、6,000万円という基金については、一切、手がついていないと。こういう状況になっています。

それで、この支援金は、来年も再来年もずっと出されるという予定ですが、再来年、道に移管というのか、道と市町村との共同経営になるのでしょうか。それで、先ほど町長も、道に移管になってどういう事態になるのかということで、不確定要素があるので、税の引き下げなどについては慎重であるべきだというような意向が示されました。

それで、この支援金ですが、都道府県移管に再来年なりますが、都道府県に対して財政安定化基金が設置されて、市町村で基金を持つ必要がなくなっているのではないかと思うのですがどうでしょうか。

美幌町が工夫して基金をためているけれども、それにかわる制度を、北海道に国が支援金を出して、財政安定化基金が設置さ

れるという予定になっているわけで、国保税が高いと悲鳴が上がっているのに対応して、都道府県が責任を持ちなさいということで、市町村が持っている基金を肩がわりするような制度がつくられようとしているわけで、美幌町として基金をずっと持つということは、必要がなくなっているのではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今、大江議員がお話のとおり、平成30年度からの都道府県への移行に伴います財政安定基盤の負担つきましては、国も基金を準備するという情報は得ております。

先ほどお話ししました、うちの基金につきましては、北海道へ移行した際に、今度は美幌町が北海道に納付金を納める形になりますが、この納付金の水準につきましても、現在ワーキンググループ等で協議をしておりますが、道の国保運営方針の中で論議されて、決定される形になっておりまして、今の美幌町の保険税の負担区分に見合うものなのかどうなのか、それより上がるのか下がるのかという部分も論議をしている最中でございます。今、美幌町で持っている基金につきましては、納付金に関する財政調整の財源とすることもできるということになっておりますので、ある程度の基金は保有していきたいという考えでございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 調べてみますと、財政安定化基金、国保で平成30年に北海道などの都道府県で持つであろうという中身は、介護保険の財政安定化基金とほぼ同様であるということでありまして、見込みを上回る医療給付費の増、あるいは保険料収納不足などによって――介護の場合は、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、財政補填をするという

仕組みです。これと同様だということになりますと、美幌町でも基金を持ち、道でも基金を持つということで、二重の基金を持つことになっていて、市町村の保険者単独で持つ必要が、額面どおりで言えば、なくなっていると私は思っています。そういう点で、年内にも都道府県に移管となり広域になった場合に、美幌町としての保険料が早ければ10月にも示されるのではないかという状況で、それも見えてくるかと思えます。

私は、国保税を支払っている人たちの重税感を、やはり町長に直視してほしいと。そして、引き下げ余地というのは、国の指針を別にすれば、1人6万円にも達するのだということを考えた場合に、今年度1人5,482円というのは、美幌町の国保会計の財政状況から見たら、全く努力したことにはなっていないという状況を、ぜひ御承知いただきたいと思っています。

町議会も、国保の決算の認定作業の中で、やはり税が高いということと、国保の基金があるので、これらを活用して引き下げを行うべきだという全会一致の意見書も出ているということを考えた場合に、平成30年の都道府県移管によって、初めて美幌町の国保税が引き下がったなどとなれば、美幌町としての努力は、誰にも映らないのです。都道府県移管が美幌町の税を引き下げたということにつながるので、私は今の時期に、大いに考えなければならないというように思います。

美幌町単独で保険料率、賦課を調整できるのは、来年度が最後の機会だということを、ぜひ押さえていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 制度の安定のために、都道府県が財政運営の責任主体になるということでもあります。

それで、例えば給付に必要な経費については、全額都道府県が見るといようなこ

とまで示されておりますけれども、細かいところは、まだ具体的に示されていない部分があります。今、議員がおっしゃったように、10月あるいは、それ以降になるかわかりませんが、それをしっかりと見ながら判断していかなければいけないと思っております。そんなことで、この一体運営といいますか、この詳細をまずは見なければ、判断つかないところもありますが、いずれにしろ3億4,000万円の基金を持って、これについては、やはり今まで納付してきた方に還元すべきだというお話でありますけれども、これも、いつも大江議員とこの話をすると、やはり病を含めて、一定の金額を持たないといけないということなどの話になります。やはり、この美幌町における加入者の状況も含めて、考えていかなければいけないだろうと思っておりますし、豊富とは言えないこの地域の医療資源も含めて考え合わせると、一定の基金を持たなければいけないと思っております。ただ、1億1,000万円がいいのかどうか、5%がいいのかどうかということも、考えなければいけないと思います。

国の指針といいますか、厚生労働省保険局の国民健康保険課長通知によると、5%相当額というふうなお話でありますけれども、そうすると、先ほど民生部長も答えたように、1億1,000万円の基金を持っていれば大丈夫だと、太鼓判を押して胸をたたいて言えるかどうかというのは、私もある面、自信がない部分がありますので、どの程度が適切なのかについては、今後また論議をしていきたいと、そのように思っていますので、御理解のほどよろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 余力があることについて議論をするというのは、いささか不思議な感じがいたします。赤字で大変だと、どうするのだというのと違って、随分

金額はあるのだけれどもこれはどうしたらいいかということで、国の指針の3倍ほど持っているのだけれどと言った途端に、多分先ほど全道の39団体については、基金を持っていないのではなくて、持てないのだと思います。好きか嫌いかではなくて、基金など保有ができないと。一般会計などから、税引き下げのために繰り入れはしているけれども、なお基金が持てないという状況を考えたときに、美幌町としてあと残された数カ月になるかと思えますけれども、いただいてきた基金をどうするかというのは、原資は一般会計から充てたものではないことは明らかになっているわけですから、納入した被保険者にお返しすると。全額となれば、1人6万円になりますけれども、そこまでは、全額戻せとは申し上げませんが、相当多額のお返しができる余地を持っているということを指摘いたしました。次回こういう議論をしなくて済むような処置をぜひ望みまして、次の質問に移ります。

宅地などの町への寄贈について御答弁をいただきました。答弁の趣旨は、行政目的の用に供することが可能なものについては寄贈を受けるということでもあります。

それで、実態であります。宅地を売りますという看板は、最近では猛烈に町長も御存じのとおり目に入ります。しかも、長い間なかなか売れないということで、実態は草ぼうぼうということで管理がされていないため、景観にも支障を及ぼすという状況であります。当然、所有者は個人なので、何とかしてと言っても、景観をきれいにするために、例えば花壇にしますとか、年何回も芝を刈って誰でも遊べるようにしますなどということにはなっていませんし、多分ならないというように思います。

そこで、町が公共的に利用するという物差しだけではなくて、もっと住んでいる人たち共通の財産として、積極的に利用するという道が開かれたときに、景観もよくな

るし、土地の有効利用ということになるのではないかというように思います。

固定資産税が評価額の1.4%、都市計画税が0.3%、所有者はずっと払っているのです。けれども、利用の目的がないので売りますという看板が出ている。10年、20年、30年と看板が出たっきりで、土地は有効利用が一切されていないと。町のお荷物という状況です。公的利用の計画がない限り、引き受けないというようになると、個人も税負担をする、周りの人は何とかしてよと、雑草が生えているという状況はなくなるわけではないわけです。

私は、第1回目の質問でも申し上げましたが、公的利用、公共利用、あるいは地域の共同利用、さらには、町に人口がふえるのであれば、ただでいただいた土地を、例えばただで手に入ったのだから、美幌町に来ていただけるのであればただで提供しますということなども含めて、ここは相当知恵の出どころではないかというように思うのですが、いかがでしょうか。

大いに、町民的な議論、これは民業圧迫という要素もあります。不動産業者にとってみれば、手数料が入ってこないということがありますが、場合によっては何十年も税を払い続けて、自分が死んだ後には子孫に税を払い続けさせて、そして個人の管理は当然行き届かないということではなくて、町民の財産として、大いに寄贈していただけるのであれば引き受けますと。そのアイデアは大いに出してほしいと。役場も考えるけれども、町民的な議論をしましょうということで、美幌町に土地などを寄贈したい——建物となると壊さなくてはならない費用が発生しますので、更地であれば積極的に引き受けますという方針をお示しになったほうがいいのではないかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁で、今後についても、町が所有することが町益

につながるのかを見きわめて判断していくべきだという答弁をさせていただきました。

それで、今議員がおっしゃるように、この町益の範囲をどう見るかということだと思います。町益の中には、町の本当に利益となること、あるいは町民の皆さんにとって利益のあること、こういったものも含まれていると思いますけれども、いずれにしても、公的な利用ができるかどうかということが一つの物差しだと思います。

この公的な利用をどうするかというところが、大江議員がおっしゃるような知恵と工夫の出どころだと思います。例えば、今は除雪しても雪の投げる所がないというお話もだんだん広がってきておりますので、そういった公的な利用をどこまで拡大していけるか、それは発想だと思いますので、今後とも職員含めて、発想豊かに公共的な使い道をどこまで広げていけるか、十分検討していきたいと、そのように思っております。

そのことで、寄贈者・寄附者の意思に沿うのであれば、引き受けていくということを考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） ぜひ、町民的な議論を大いにしながら、積極的に考えるということで、町長が先頭に立っていただければと思います。期待を申し上げまして質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 期待に沿えるように、なお検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 承認第12号

○議長（大原 昇君） 日程第3 承認第12号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案2ページになります。

承認第12号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

3ページになります。

専決処分書でございます。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について、平成28年8月台風による大雨災害対応のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成28年8月17日でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

専決内容について御説明を申し上げます。

平成28年度美幌町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,796万円を追加し、歳入歳出それぞれ103億2,059万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で

御説明を申し上げますので、議案15ページをお開きいただきたいと思います。

歳出について御説明を申し上げます。

災害対策事業158万4,000円の増でございますけれども、まず、臨時職員賃金94万8,000円につきましては、災害対応に当たりました臨時職員並びに嘱託職員21名分の時間外でございます。

次の消耗品につきましては、避難所及び災害対応用の消耗品購入費でございます。

一つ飛びまして、食糧費52万5,000円でございますけれども、これにつきましては、避難者及び災害対応職員等の弁当あるいは飲み物等の経費でございます。

それから、委託料、災害対策用バス運行委託料3万8,000円につきましては、日の出地区の避難者送迎用にバス2台、そして消防団の水防活動用にバス1台を運行したことによります委託料でございます。

次に、予防費の消耗品1万1,000円につきましては、日の出地区敷地冠水消毒用の消耗品購入費でございます。

続きまして、ごみ処分場維持管理事業費の263万4,000円でございますけれども、これは、処分場の放流水が濁り、第2期処分場の貯留水が雨水管へ流入していることが原因と思われることから、その応急措置を講ずるための経費でございます。

消耗品費62万5,000円につきましては、サクシオンホースの購入費です。

修繕料115万9,000円につきましては、第2期処分場の雨水マンホール修繕の費用でございます。

機械器具85万円につきましては、ポンプ購入を行うための費用でございます。

それから、農林水産業費の林業振興費でございます。これは豊岡・福住・古梅などの林道復旧に係る経費でございます。

消耗品費の36万8,000円につきましては、復旧用の土のう袋等の購入費でございます。

それから、燃料費と自動車等借上料につ

きましては、被災箇所復旧のための重機の借り上げとその燃料でございます。

原材料費19万5,000円につきましては、木ぐい等の原材料を購入するための費用でございます。

次に17ページをお願いいたします。

観光施設維持管理事業費17万3,000円につきましては、美幌峠レストハウスポンプ制御室の受水槽に土砂が混入したため、その水抜き清掃を行うための委託料でございます。

次に、土木費の道路橋梁維持管理事業費705万円でございます。

まず、自動車等借上料363万7,000円と原材料費341万3,000円についてでございますけれども、これは、高野133号道路と駒生・美富の817号道路の復旧に係る重機借り上げと砂利等の原材料に係る経費でございます。

それから、堤内排水対策事業費1,408万8,000円についてでございます。各種門排水ポンプ設置等委託料でございますけれども、これにつきましては、ポンプ設置及びその監視が8日間、10カ所になりますけれども、この経費が1,360万円。リースの機材にかかる経費が6日間で178万8,000円。開発ポンプ車・投光車にかかる経費が6日間で210万円ということで、総額1,748万8,000円でございますけれども、既存予算340万円を差し引いた1,408万8,000円について補正をお願いするものでございます。

次に、公園維持管理事業費でございます。

142万6,000円につきましては、河畔公園ソフトボール場が冠水し、土砂の堆積あるいは漂流物等があるため、その撤去をするための費用でございます。なお、この災害によりまして、ソフトボール場の利用については、現在困難な状況だと理解をしているところでございます。

続きまして、教育費の体育施設費、屋外

体育施設維持管理事業費でございますけれども、まず修繕料の94万4,000円につきましては、柏ヶ丘クロスカントリーコースの照明灯が倒木により断線をいたしました。その修繕料として35万円を、パークゴルフ場内の園路9カ所の洗掘・土砂堆積による修繕料59万4,000円をそれぞれ計上するものでございます。

手数料の3万6,000円につきましては、網走川河川敷の簡易トイレが冠水したことによるくみ取りに係る手数料でございます。

自動車等借上料28万4,000円につきましては、簡易トイレ・休憩所の再設置に係る重機の借上料でございます。

それから、14款の災害復旧費でございます。一番下の林業施設災害復旧事業でございますけれども、56万7,000円の修繕料につきましては、古梅大古林道の法面崩壊に係る復旧費でございます。詳しくは、後ほど担当部長より御説明をさせていただきますと思います。

続きまして19ページでございます。

道路橋梁災害復旧事業698万6,000円でございますけれども、これにつきましては町道7路線の歩道陥没・路肩洗掘等による被害復旧費でございます。

それから、その下の河川災害復旧事業につきましては、女満別川・田中川・登栄川・豊幌川・木禽川の5河川での法面流出被害の復旧費用でございます。この道路と河川の災害復旧事業につきましては、後ほど担当部長より御説明をさせていただきますと思います。

次に歳入について御説明を申し上げますので、12ページ、13ページをお願いしたいと思います。

19款繰越金でございます。

前年度繰越金の増4,796万円でございますけれども、これは今回の補正に係る財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 公共土木施設災害復旧費に計上しております災害復旧事業について御説明を申し上げます。

参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、承認第12号関係でございます。

今回、災害復旧費で計上させていただいております道路及び河川の修繕箇所は、図面記載の12カ所でございます。

まず道路修繕であります。図面の上より番号1、報徳の第19号道路は、報徳第1会館から女満別側を向いて、報徳共同墓地を過ぎた一番低い箇所の道路右側の路肩洗掘で、復旧延長は9メートル、予算額は56万6,000円でございます。

次に図面番号2番、報徳第22号道路は、女満別に向いて、安全建設さんの産業廃棄物処分場を過ぎた一番低い箇所、道路右側の法面が大雨により飽和状態となり、全体的に滑ったもので、復旧延長は13メートル、予算額は215万2,000円でございます。

次に図面番号3、報徳の第149号道路は、駐屯地北側の女満別に向かう町道で、側溝流末のコンクリート管が土砂により閉塞し、上部の覆土が洗掘されているもので、復旧延長は16メートル、予算額は64万8,000円でございます。

次に図面右側、番号4、豊富の第876号道路は、道道東藻琴豊富線を福住から1キロメートルほど入り右折した町道で、道路の路肩が洗掘され、コンクリート側溝の一部が露出している状態となっているもので、復旧延長は10メートル、予算額は68万1,000円でございます。

次にその下、図面番号5、古梅の第861号道路は、古梅総合センター手前を左に入る町道の明渠脇の洗掘で、復旧延長は25メートル、予算額は62万7,000円で

ございます。

次に図面番号6、古梅の第34号道路は、古梅ダムに入る町道で、左側の路肩が2カ所にわたり洗掘されており、復旧延長は40メートル、予算額は152万3,000円でございます。

次に左側中央の図面番号7、役場前の芙蓉建設さん前の町道で、歩道の舗装下が空洞になっていたもので、復旧延長は4メートル、予算額は78万9,000円でございます。

以上、修繕工事として発注を行う町道の災害復旧箇所は7件で、被災箇所の発見後、直ちにバリケードや点滅等による保安対策を講じるほか、通行が可能な状態に仮復旧をした後、補修工事を行うものであります。

引き続き、河川の災害復旧箇所について御説明を申し上げます。

図面右側の番号8、女満別川、田中の加藤さん付近の河川の左岸洗掘で、復旧延長は13メートル、予算額は51万7,000円でございます。

次に、図面番号9、田中川、田中の和田さん付近の河川の右岸洗掘で、復旧延長は22メートル、予算額は135万円でございます。

次に図面番号10、登栄川、福住の山中さん前の河川の両側の洗掘で、復旧延長は93メートル、予算額は479万6,000円でございます。

次に図面番号11、豊幌川、豊幌の吉田さん付近の河川の両側の洗掘で、復旧延長は50メートル、予算額は117万8,000円でございます。

最後に、図面番号12、木禽川、豊岡の名古屋さん付近の河川の右岸の洗掘で復旧延長は22メートル、予算額は297万円でございます。

以上、修繕工事として発注を行う河川災害復旧箇所は5件であります。

今回、御説明させていただいた修繕工事

の発注については、9月9日に発注を終わらせ、復旧工事を現在進めているところがあります。また、このほか、直営や車両の借り上げによる復旧工事を行っており、建設水道部所管の道路・河川・公園等の施設の被災箇所は全体で55カ所となっております。随時復旧を終了させているところがあります。

以上、御説明を申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 林業施設災害復旧事業につきまして御説明申し上げます。

参考資料の2ページをお開き願います。

今回の議案で補正予算を計上いたしております、経済部が所管する災害復旧事業は、図面記載の1カ所でございます。

図面右下①、大古林道であります。地区名は古梅、被災箇所は字古梅、古梅から登栄に向かう路線の中ほどになります。被災状況は、谷側の法面の崩壊であり、法長が15メートル、幅12メートル、高さ7メートルであり、修繕料として56万7,000円を計上しております。この事業の発注につきましては、9月1日に行っております。

以上、御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 17ページ、堤内排水対策事業費のところ、1,400何万円という数字の中で、開発に御出動を願ったというお話がありました。聞き違いであれば遠慮なく言っていただきたいのですが、簡単に言えば、ポンプ車とそれに付随するものも含めて、いま一度、開発に御協力願った費用の細部をお教え願いたい。と申しますのは、議運のときに、開発には210万円というくりの中の御説明

をいただいたものですから、そういう意味で今後しっかりした認識を持ちたいために、もう少し細部を教えたいというのが、まず1点であります。

同じく、参考資料の地図をもって説明があったのですが、思いとしては、復旧工事は速やかに完了していただかないと、例えば道路にしても二次災害、事故があったら、道路管理者も別な面で訴えられたり、補償を求められることがあろうかと思いません。そういう意味では、工期について、どのようなお考えを示されているのか。例えば、少額な工事もあったように思いますが、私は速やかにやる方がいいと思っています。そういう意味で表向きの工期もあると思いますが、受注した業者に対して、速やかにやってほしいという考えをしっかりと伝えているのかどうかという観点で工期の設定も含めて教えたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） まず1点目の、開発のポンプの関係ですが、まだ請求はされてきておりません。

開発のポンプ車は、通常に借りる場合はリース料がかかりますけれども、災害時の応急・復旧等の作業で使用する場合は、無償で借りられることになっております。

それで計算なのですが、労務費とポンプ車の燃料代、プラス事業者が使うライトバンや2トンのユニック車など、自動車の料金なども含めて、昨年度も請求がされておりますので、それを1日当たりにならすと大体35万円で、8月20日、21日、22日、23日、30日、31日の6日間に35万円をかけて、210万円という数字を算出しております。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 2点目に御質問されました、災害復旧の工事の対応でございます。

まず大雨災害がありましたら、私どもで

班編成をしまして、各被災箇所道路全ての確認をするということでパトロールをしております。

今回も大雨が大きく3回起きておりますけれども、その都度点検をさせていただきながら、洗掘箇所等がありましたら、二次災害を防ぐために応急の対応として、土のうですぐに対応する部分とか、バリケードで塞いだりとか、当面の対応をするということでございます。

その中でも、先ほどの原材料費、自動車等借上料で行っているようなところについては、農作業の影響が出てくる箇所でもあったので、すぐに対応したところであります。

それで今回、道路・河川として修繕させていただき箇所は、9月9日に発注をさせていただきました。これにつきましても、8月いっぱい雨が断続的に降りまして、河川の対応に時間を取られたということもありまして、そういう面では発注がおくれたという面もあるかもしれませんが、最大限努力したところでございます。

それで、工期につきましては、10月28日までを工期としまして、それぞれ業者に早急に対応をしていただくようお願いをしたところであります。

災害箇所については、被災の起きやすい場所でもありますので、災害復旧に対しては、監督員も注意を払いながら、今後継続して災害が起こらないように、最善の対応をとりながら工事を進めていただくように現場管理をしていくというところでありますし、業者の方にもそのような形でお願いしているところでありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 経済部所管の林道の災害復旧工事の関係でございますが、林道につきましても、河川・道路と同様に、被災後、直ちに職員並びに直営の作業班で現場を確認しております。

その結果、直営ですべきもの、外注でお願いするもの等を区分した上で9月1日に発注しており、工期は10月31日までとなっております。

なお、こちらにつきましても、工期はとっておりますが、早期復旧のため、速やかに完成できるよう御協力いただきたい旨を施工業者と協議をしている状況であります。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 皆さんが御苦労なさって発注に当たったという意味では、努力されているなという思いであります。

私がお聞きしたかったのは、もう一度述べさせていただけますが、復旧というのは、もちろん発注後、速やかにやっていただくのが、いろいろな社会的事故も今後避けなくてはいけないという趣旨でお聞かせ願っているところです。ですから、釈迦に説法ですけれども、50日間ぐらいの日にちよりも、金額からいったら、例えば、どう見ても3日で——特殊な材料がない限り、専念すれば——私は地図上ではわかりましたけれども、そんなにかからないだろうと。そういう意味では、行政も請け負った業者に対して、最大限の努力をしてくれということを申し上げているのか、しっかり発注者としても受注した業者にはそういう趣旨をお伝えして、なおさら実質的な工期のお願いはすべきではないかという意味です。

もう1点、そのためには、例えば材料の話をさせていただきますが、砂利の品質管理の書類だとか、コンクリートますにしても、品質証明の書類だとか、そういうものもあるかと思えます。それは、常日ごろから少なくとも建設水道部は見ている話だと思いますので、そういう書類が完備しなければ、処理できないものかどうか。ということは、やはり復旧というものを速やかにするために、最低限の書類をもって着

手に当たらせるという工夫も必要ではないかという観点も、ついでに申し上げておきます。

災害というのは、雨降った時ばかりが災害ではなくて、復旧をもって初めて公の道路に供するわけですから——これは、例えば道路の話をすればです。林道もそうだと思います。そういう意味で、今後ともそういう視点で物事を運ぶべきではないかということ釈迦に説法でありますけれども、十分心得て、業者に対しても強く求めていく。速やかに復旧してくださいと。これは日にち的なことです。表向きの50日間という工期があつたにしても、その趣旨は十分理解してもらおう努力は、行政もすべきではないかということをお願いいたしますけれども、努力をしてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 前段の部分につきましては、私どもも吉住議員と同様の気持ちでございます。その旨を私どもも伝えてはおりますが、再度、伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、後段の部分については、今回それぞれ工事の規模の違いがありますがけれども、修繕料ということで、業者にも事前の書類など大きく手間がかからないような形で進めさせていただいている部分もございます。内容、ケースに応じて、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 確認を1点させていただきます。

15ページでございます。4款2項のごみ処分場維持管理事業費の増についてであります。

私も聞き漏れがあつたかもしれないので、もう一度お聞きしたいのですが、放流水の

濁りが発生して雨水管等との工事修理があって、このような事業費がかかると理解しているつもりでございますが、そこで総務部長が応急措置であるというように説明されましたが、これからまた本格的な工事がこの後発生するのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまのごみ処分場維持管理事業費の増でございますけれども、台風によります大雨に伴いまして、第Ⅱ期埋立処分場の滞留水の水位が上昇したことに伴いまして、水圧により地下水、集排水管の点検マンホール継ぎ目から水が流入したと考えております。この対応に要する応急処理経費と、今回滞留水が下がった後のマンホールの補修料54万9,000円も含めまして、今回応急措置費と修繕料を合わせた金額で補正をさせていただいておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） もう一度聞きます。応急処置のほか、本格的な工事がこの後あるのかどうかという話です。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 大変申しわけございません。予算は、今回補修費も全部含めた金額でございますので、応急処置が終わった後に補修を行う金額を計上しております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 15ページの災害対策事業費の関係ですけれども、直接予算にかかわるということよりも、今回町では、避難所の運営マニュアルなどを策定して、しっかりと避難住民に不安を与えないような対応をされたのだらうと思いますけれども、今回の日の出地区の避難の中で、新たにマニュアル等で想定していないよう

な課題等、そういったものがあったのか、なかったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、その下の感染等予防対策事業費の中で、実際に防疫の戸数が何戸あったのかをお知らせいただきたいと思います。

次に、17ページの体育施設費の関係でございますけれども、先ほどの説明の修繕料の中には、パークゴルフ場の洗掘等の修繕も含めて、御説明がありました。これによって、いわゆる既存コースの利用再開の見通しと、あわせて平成28年度で新たにコース整備をするというようなことでの今回の台風被害による影響がどういう状況になっているのかについて、御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 1点目の、今回の日の出地区、美幌中学校における避難所の運営でございます。マニュアルに基づいた避難所の設営なども1回事前に研修等を職員はさせていただいたところで、今回もマニュアルに従って避難所の運営をさせていただいたところでございます。

特段、大きな問題、それから改善すべき点等については、従事した職員にも意見を聞きましてけれども、特に上がってきておりませんので、おおむねマニュアルどおりでいけると考えております。

ただ、期間が長くなったりしたときの職員体制をどうするか、あるいは複数避難所を開設したときの職員をどうするかという課題はあろうかと思っておりますけれども、今回の避難所運営については、大きな課題等については今のところ上がってきておりません。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） パークゴルフ場の被害状況とその対応について、御説明を申し上げます。

今回予算の中では、パークゴルフ場に水が上がり、通路部分の洗掘が起きたという

ことで、この砂利入れを行うために59万円ほどの専決をさせていただいたところでございます。

今年度、パークゴルフ場の再整備とグリーン等の修繕も予算を持っておりまして、ちょうど発注を8月に終え、これからやろうという時期に、この台風の被害を受けたという状況でございます。

今後の状況でございますけれども、9月10日に大正橋コースの一部についてはオープンさせていただきました。それで、メーンのつつじ・いちい・さくらの3コースについては、ちょうど再整備と修繕を行う時期が重なったということで、今シーズンは使用ができないという状況でございます。それと、一番上のしらかばコースについては、あわせて再整備を行った後に、10月の段階で一部利用ができるかと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 台風被害に伴います消毒の件数でございますけれども、希望者に対しまして、住宅周りの消毒を職員が、床下希望者に関しましては消石灰を配布するという形で、9月2日に実施いたしました。

日の出地区からの希望者は52戸で、床下と敷地両方やった方が45戸、敷地の消毒のみという方が4戸、床下のみが3戸でございますが、日の出地区以外にも希望のありました栄町地区、美芳地区各1戸、床下のみなのでございますけれども、消石灰を配布しております。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 防災マニュアルでの対応が適切にできたということで、よかったのではないかと思います。期間も短かったとか、複数開設していないということなどで、マニュアルでは想定されないよう

なことなどが当然出てくることがあるかと思っておりますので、適宜見直しを進めていただきたいと思っております。

それで今、17ページのパークゴルフ場の関係の説明がございました。

大正橋コースは既に使えるようになっていくという情報の発信というのは、教育委員会で——私もたまたま質問したのは、美幌新聞か何かで、情報を承知した程度ですので、町としてどのような形でこの再開のことについて周知しているのかということ、まず知らせていただきたいのと、平成28年度で新たに整備する部分について、発注をして、作業に係る段階での被災だということなのでございますけれども、結果として、今回それらの発注したものが、当初の発注の工期内に全て完了できる見通しなのか、それとも場合によっては今年度中に、工事あるいは施工をすることが難しく、延期せざるを得ないような状況等が出てくるかどうか、その辺を災害復旧関連のことでお知らせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） スポーツ振興主幹。

○スポーツ振興主幹（浅野謙司君） ただいまの御質問ですけれども、町民に対する周知でございますが、9月8日に復旧作業をパークゴルフ協会、体育協会を含めて、105名で復旧作業をしております。

その際に、パークゴルフ協会には、9月10日に大正橋コースをオープンしますということを口頭で説明をさせていただき、翌日コースの掲示板に貼りまして、町民には周知をさせていただきました。それとあわせて、町のホームページに大正橋コースの一部オープンということの掲載をさせていただいております。また、地元新聞等でも周知をさせていただいたところでございます。

あと、再整備の工事でございますけれども、復旧作業とあわせて、施工業者と協議をいたしまして、スケジュールの組み

かえを行いまして、年度内に実施できる方向で調整を図っているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私はホームページを見ていないで、地元紙を見て承知していたので、わかりました。いずれにしても、多くの利用者の皆さんがそういう状況を知り得ているということであれば問題ないのかと思います。

それから再整備のほうも、今の話ですと発注した内容で年度内には全て終わるということで、特に次年度に繰り越すというようなことが発生しないということですから、安心できました。了解いたしました。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 今回の7号・9号・11号の災害復旧の予算全体を通してですが、予算書の中では、全額一般財源ということで、補助あるいは交付金など、財源の手当の見通しはどうなっているのかということをお聞かせいたします。1件当たり、そう多額ではないということで、なかなかそこまで救済はされないのかとも思いますが、箇所数も多いというようなことで、今回町民的な感心もあるので、その部分の見通しについて、お示しをいただければと思います。見通しが全くないのであれば、それはそれで仕方がない話ですが、お聞きします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、歳出の14款、災害復旧費で計上させていただいております修繕等について、現在一般財源で計上させていただいておりますけれども、今、単独災害復旧事業の起債の申請、協議を財務局とさせていただいているところでございます。これは、充当率と普通交付税での措置がございますけれども、これの見通しがつき、該当することになれ

ば、後に財源振りかえの中で補正計上をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第12号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は13時15分といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 承認第13号

○議長（大原 昇君） 日程第4 承認第13号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の20ページをお開き願います。

承認第13号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

21ページをごらん願います。

専決処分書。

交通事故賠償金の支払いのため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規

定により、次のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成28年8月21日であります。

損害賠償の額の決定及び和解についてを御説明申し上げます。

御説明の前に、この事故は町が第一当事者となりました事故でございます。被害者となられた方、また関係者の皆様に大変な御迷惑をおかけしましたことにおわび申し上げます。

この事故は、平成28年2月29日に除雪作業中、交差点における町除雪ダンプトラックと乗用車による人身交通事故で、町は、被害者の吉田敏幸様に損害を与えておりましたが、その損害について、平成28年8月21日に賠償額の合意をいただきました。この事故につきましては、通院・加療に長期間を要し、また、車両の損傷により、被害者の方に物心両面から大きな負担を強いていることから、賠償金の早期支払いをさせていただくため、損害賠償の額の決定と和解に関する専決をさせていただいたものであります。

記以下につきまして御説明申し上げます。

1、損害賠償の額、178万3,460円。

2、損害賠償の相手方、旭川市東光15条9丁目1の13にお住まいの吉田敏幸様であります。

3、事故の概要についてであります。平成28年2月29日月曜日午後4時ごろ、美幌町字田中の町道30号道路を報徳方面に除雪中、国道334号道路との交差点において、市街地側から国道を直進していた相手車の運転席後部側面に衝突したものであります。この事故により、相手方の吉田様には、頸椎捻挫及び右背筋痛により、2月29日から7月29日まで、通院加療をされております。また、車両につきましては、右側側面部を大きく損傷し、修繕を実施しております。8月21日に示談

が整い、損害賠償の額が確定したものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第13号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第62号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第62号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、議案第62号関係。美幌町民会館改築建築主体工事であります。

美幌町民会館は、昭和44年に開館してから47年を経過し、老朽化や耐震化の課題、また、平成24年に改築いたしましたびほーるとの連動性を高めるため、今回改築工事を行おうとするものであります。

工事の場所は、美幌町字東2条北4丁目

9番地の9及び21番地の2、美幌町字東3条北4丁目7番地並びに9番地でございます。

工事の概要ですが、構造は鉄骨造、地下1階地上3階建て。

延床面積、2,576.20平方メートル。

陸屋根・外壁・舞台設備工につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は、平成28年9月2日。

指名業者は、北成・津別・芙蓉特定建設工事共同企業体ほか記載の4共同企業体であります。

契約金額、7億2,252万円。

落札率は、98.80%であります。

なお、消費税抜き価格は、6億6,900万円。

契約の相手方、三共後藤・道和・ダイイチ特定建設工事共同企業体。代表者、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長田中和明。

契約保証金は、免除であります。

契約年月日、議決後本契約によります。

工期、本契約の日から660日です。仮に、本日15日に議決いただき契約いたしますと、平成30年7月6日となります。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決

されました。

◎日程第6 議案第63号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第63号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の23ページでございます。

議案第63号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第63号関係。

美幌町民会館改築電気設備工事であります。

改築工事の理由でございますが、さきの議案第62号美幌町民会館改築建築主体工事で御説明いたしました内容と同様でございます。

また、工事の場所も同様でございます。

工事の概要でございますが、記載しております1の電灯設備工事から16の舞台照明設備工事のとおりでございます。

入札年月日は、平成28年9月2日。

指名業者は、谷口・門馬特定建設工事共同企業体ほか記載の2共同企業体でございます。

契約金額、2億5,866万円。

落札率は、97.37%。

なお、消費税抜き価格は、2億3,950万円でございます。

契約の相手方、電建・北新特定建設工事共同企業体。代表者、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長吉田忠美でございます。

契約保証金は、免除。

契約年月日、議決後本契約によります。

工期、本契約の日から660日で、仮に、本日15日に議決いただき契約いたしますと、平成30年7月6日となります。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第64号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第64号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 議案書の24ページでございます。

議案第64号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願ひます。

資料4、議案第64号関係。

美幌町民会館改築機械設備工事でございます。

改築工事の理由等については、さきの議案第62号で説明した内容と同様でございます。

また、工事の場所も同様でございます。

工事の概要ですが、記載しております1の屋外給水設備工事から、13の厨房器具設備工事のとおりでございます。

入札年月日は、平成28年9月2日。

指名業者は、そうけん・船橋西川・安全建設特定建設工事共同企業体ほか記載の3共同企業体でございます。

契約金額、2億88万円。

落札率は、97.58%であります。

なお、消費税抜き価格は、1億8,600万円。

契約の相手方、オホーツク・四ツ輪・共栄特定建設工事共同企業体。代表者、網走郡美幌町字仲町1丁目15番地、株式会社オホーツク設備、代表取締役高橋清文。

契約保証金は、免除であります。

契約年月日、議決後本契約によります。

工期、本契約の日から660日です。仮に、本日15日に議決をいただき契約いたしますと、平成30年7月6日となります。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第65号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第65号網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案25ページになります。

議案第65号網走地方教育研修センター組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

資料5、議案第65号関係。

網走地方教育研修センター組合規約の変更についてでございます。

改正目的につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、新教育長の設置及び任期、そして文言等の整理をするものでございます。

改正内容でございますけれども、教育委員会の委員を、教育委員会の教育長及び委員に改正、また、教育長・委員の任期について、追加を行うものでございます。あわせて、施行令改正に伴います条文整理を行うとするものでございます。

根拠法令等につきましては、地方自治法。

施行日につきましては、北海道知事の認可の日となっております。

なお、7ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第66号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第66号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の26ページをお開き願います。

議案第66号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の8ページをお開き願います。

資料6、議案第66号関係。

改正の目的であります。介護保険法の改正により、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所については、生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、市町村が指定する地域密着型通所介護に位置づけられました。これに伴い、条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に準じ

て、第3章の3として地域密着型通所介護に関する基準を追加するものであり、第1節で基本方針、第2節で人員に関する基準、第3節で設備に関する基準、第4節で運営に関する基準、第5節で指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を規定するものであります。なお、第59条の19、記録の整備において規定する諸記録の保存期間については、国の基準である2年間を、他の地域密着型サービスと同じく5年間としています。また、地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえて、認知症対応型通所介護事業者に対する6カ月に1回以上の運営推進会議開催の義務づけ規定及びこれらの改正に伴う条文の整理を行うものでございます。

新旧対照表は、9ページから43ページでございます。

根拠法令等は、介護保険法。

施行日は、公布の日からです。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今回の条例の一部改正の関係でありますけれども、対象事業所となる施設が美幌町に何カ所あるのかについて、まず教えていただきたいと思いません。

それから、今回、運営推進会議の開設を義務づけられておりますけれども、これを見ますと、いわゆる地域包括センターの職員のほか、この事業に知見を有する者等と書いてありますが、この知見を有する者等の中に行政の職員の立場で、この会議に参加するようなことが考えられるのかどうかについて説明いただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） まず1点目でございますけれども、地域密着型通所介護の事業者があるか、ないかということでご

ざいますけれども、平成28年3月31日現在で、通所介護事業としての指定を受けている定員18名以下の事業所につきましては、ことしの4月1日より事業所所在地の市町村から地域密着型通所介護の指定を受けたという形になりまして、以前、道の指定を受けておりました。美幌町で1カ所、デイサービスセンター、名前はみんと美幌の事業所が、道から町のほうにみなし指定という形で受けておりました。指定期間は平成30年8月1日まで、既に指定を受けておりますので、この期間まで道のみなし指定の事業所という形になります。

続きまして、2点目の運営推進会議でございますけれども、地域との連携を図るため、提携しているサービス内容を明らかにして、事業所による利用者の抱え込み等を防止して、地域に開かれたサービスとするということで、サービスの質の確保を図ることを目的に設置する協議会でございます。会議につきましては、事業所が主催し、考えられるのは町職員、包括支援センター職員、地域の関係者、例えば自治会長だとか民生委員などが参集して開催されるという考え方になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この会議の構成員の中には町職員も、おそらく運営のための会議の構成員として町に要請もあるのかと思っておりますけれども、その場合、包括支援センターはわかりますが、行政の場合はどういう立場の人がこの会議に出席をするのか、その辺、もし所管する部分が決まっていればお教え願いたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今はまだ要請を受けておりませんので、はっきりしておりませんが、他の運営推進会議等につきましては、今のところ主査職の職員が会議の中に参画しておりますので、同じような形

になろうかと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第67号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第67号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の47ページをお開き願います。

議案第67号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の44ページをお開き願います。

資料7、議案第67号関係。

改正の目的であります。介護保険法の改正により、地域密着型通所介護が創設され、新たに地域との連携や運営の透明性を確保する運営推進会議の設置などの基準が設けられました。これに伴い、条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に準じて、介護予防認知症対応型通所介護事業者に、6カ月に1回以上の運営推進会議開催の義務づけ規定及び改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

新旧対照表は、45ページから50ページでございます。

根拠法令等は、介護保険法。

施行日は、公布の日からです。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 先ほどと同じように、対象の介護事業所についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回対象となるのは、介護予防認知症対応型通所介護事業所でありまして、美幌町ではすろーらいふ美幌が対象となりますので、よろしくお開き願います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第67号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第68号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第68号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の49ページをお開き願います。

議案第68号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の51ページをお開き願います。

資料8、議案第68号関係。

改正の目的であります。建築基準法施行令の改正に伴い、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、同基準に準じて条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、建築基準法施行令の改正に伴い、4階以上の階に保育室

がある小規模保育事業所及び事業所内保育事業所に設ける屋内避難階段の構造に関する取り扱いを国の基準と同様の内容に改正するもので、屋内と階段室の間にある付室における窓もしくは排煙設備の設置義務について、火災時に煙が付室を通じて階段室に流入することを防止できる構造等によりものとするものでございます。また、施行令の改正に伴う引用条文の整理を行うものであります。

新旧対照表は、52ページから55ページでございます。

根拠法令等は、建築基準法施行令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準。

施行日は、公布の日からです。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 4階以上の保育室ということですので、美幌には該当しないと思えますけれども、家庭的保育事業というのは、美幌にあるのかどうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまお話のあったように、美幌町には4階以上の構造がありませんが、家庭的保育事業につきましては、規定は利用定員5名以下の保育者の居宅、その他の場所で家庭的な雰囲気の中で保育を実施する事業の基準でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 5名以上ということは、美幌には今のところないということですね。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 利用定員5名以下でございます。

美幌町には今この基準に基づく届け出も

ありませんし、保育事業はございませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第68号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は14時といたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第69号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第69号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案51ページになります。

議案第69号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744万7,000円を追加

し、歳入歳出それぞれ103億3,804万6,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正により御説明申し上げますので、54ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、地方債補正でございます。

農業生産基盤整備事業の60万円の限度額の増でございますけれども、これにつきましては、稲都福梅地区の事業費調整で、2,000万円の事業費が増となっております。これに伴います増額で、過疎債のソフトを予定しております。

その下の除雪車両整備事業につきましては、平成9年のグレーダ更新事業で、社会資本整備総合交付金を当初2,200万円と見込んでおりましたが、内示で310万円となり、1,890万円の減となったことから、その財源を起債に求めるものでございます。起債の種類につきましては、辺地債でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、議案63ページをお開きいただきたいと思います。

歳出について御説明を申し上げます。

会計管理事業費の増、148万円につきましては、7月1日付の人事異動によりまして、出納審査担当が1名減となったことから、3月までの事務補助分の賃金の補正を行おうとするものでございます。

その下の政策推進事業費の増でございます。各種行事等報償、それから消耗品費、広告料、業務等委託料につきましては、平成29年に美幌町130年を迎えることとなりますけれども、その際、ロゴマークを募集、作成するための経費として、それぞれ補正をしようとするものでございます。なお、平成29年度4月からの使用可能となるように、本年度中に募集、選定を行おうとするものでございます。

それから、三つ目の印刷製本費16万5,000円の増でございますけれども、これにつきましては、第6期総合計画書の配布対象者をふやしたことに伴います増刷を行うための補正でございます。

補助金、まちづくり参画プロジェクト補助金63万4,000円でございます。美幌伝道大使推進協議会に補助するものでございますけれども、内容につきましては、美幌版総合戦略に基づく事業でございます。美幌高校の地域資源マテリアル班が中心となりまして、資源循環型農業のテキストを利用しながら、小・中学生への出前授業、あるいは美幌高校のフィールドを活用した食育などを行うための協議会に対する補助金でございます。

その下の運転免許自主返納者交通費助成64万円の増額でございます。これにつきましては、本年度より65歳以上の方、または障害者手帳をお持ちの方で運転免許証を自主返納された場合について、2万円のバス・タクシー利用券の助成の制度化をして、今年度につきましては、昨年4月1日以降に返納された方も対象として、当初100名分の予算を計上させていただいたところでございます。しかし、7月末で84名の返納実績があることから、年間返納者を132名と見込みまして、不足分の32人分について補正を行おうとするものでございます。

その下、積立金2万円でございますけれども、これは7月15日に、青森県六戸町在住の川村すみ様から、故中川政一様が生前美幌町にお世話になったお礼にと御寄付をいただいたものを積み立てするものでございます。なお、今補正後の各種基金の年度末残高については、参考資料の56ページに記載をしておりますので、参考としていただきたいと思います。

その下の障害者自立支援事業費の増813万2,000円でございますけれども、これは平成27年度の障害者自立支援給付費

及び医療費に係る国及び道の負担金が確定したことに伴います返還金でございます。

次に、65ページをお願いいたします。

予防費の個別予防接種委託料96万8,000円の増でございます。これは予防接種法の改正によりまして、B型肝炎がA類疾病に追加をされ、ワクチンの定期接種が行われることとなったことから、その委託料について補正をするものでございます。なお、本年4月1日以降に生まれた子供を対象といたしまして、1歳未満の子で生後2カ月、3カ月、7カ月から8カ月の計3回接種をすることとなっております。

その下の保存木等保全補助金20万円でございます。これにつきましては、台風での強風によりまして、町が指定しております青山北、青山氏所有の保存庭園の樹木が倒木いたしまして、その庭園内のほかの樹木損傷につながる恐れがあることから、撤去費の一部を、条例に基づき補助をしようとするものでございます。なお、20万円につきましては、条例上の上限額でございます。

それから、農林水産業費、農業振興費の新規就農者等支援事業補助金100万円の増でございます。これにつきましては、新規農業従事者奨励補助金の増でございます。当初10名を予定していたところでございますけれども、11名が見込まれることによりまして1名分の増でございます。

それから、農地費の道営土地改良事業費の増400万円につきましては、先ほど町債で説明をいたしました、稲都福梅地区の事業費調整による増で、2,000万円の増加分に対します地元負担20%分について、計上をさせていただいているところでございます。

次に67ページになります。

みどりの村維持管理事業費でございます。修繕料258万2,000円につきましては、グリーンビレッジの真空式温水ボイラーに不具合が生じたため、このボイラー

の更新を図るものでございます。負担金の298万9,000円の減につきましては、みどりの村振興公社職員退職に伴います負担金の減でございます。

次に、林業総務費の森林公園管理業務委託料102万4,000円の増でございますけれども、これにつきましては、みどりの村振興公社の職員退職に伴いまして業務の一部を外部委託するための補正でございます。

続きまして、7款商工費でございます。移住定住促進事業費の増でございますけれども、消耗品費の1万円、通信運搬費の3万4,000円、手数料の4,000円につきましては、昨年7月にオープンいたしました移住体験住宅、四季彩美幌の利用者の要望の中で、インターネット環境の整備をしていただきたいという声が強かったものですから、その整備を図るための金額をそれぞれ補正しているところでございます。

それから二つ目の修繕料17万7,000円につきましては、同じく四季彩美幌の水道給水管にさびが付着しているため、給水管の取りかえを行おうとするものでございます。

続きまして、土木費、除雪対策事業費の減546万9,000円の減につきましては、除雪グレーダ更新の入札執行残に伴う整理でございます。

それから、堤内排水対策事業費、ポンプ設置等委託料340万円につきましては、今後の大雨に備え、必要な経費について計上を図るものでございます。

次に69ページでございます。

業務等委託料、ストレスチェック委託料、その下の相談業務委託料につきましては、小・中学校の教職員を対象として、メンタルの不調を未然に防ぐ目的で実施をするものでございまして、162名分について計上をさせていただいているところでございます。なお、業務委託料の10万円については、国保病院に支払いをするもので

ございます。

その下の小学校管理事業費、積立金12万7,000円でございますけれども、これにつきましては、東陽小学校の学校林売り払いによる積み立てを行うものでございまして、売り払い代が98万9,280円の7割、69万2,000円を積み立てるものでございますけれども、当初56万5,000円の予算計上をしておりますので、差額の12万7,000円を追加で補正をお願いするものでございます。なお、売払代の残りの3割については、備品購入費に充当するものでございます。

それから、その下の小学校特別支援学級振興事業費の増86万7,000円につきましては、東陽小学校の特別支援学級を現在職員12名で26名の児童を支援しているところでございますけれども、新たに入った1年生に個別支援の子供が多いことから、介助員1名を増員するための経費について計上させていただいたところでございます。

その下の中学校費、庁用備品37万8,000円につきましては、北中学校の牛乳保冷庫、平成9年のものでございますけれども、これがコンプレッサーの故障によりまして、保冷能力が低下していることに伴い、その更新を図ろうとするものでございます。

それから、一番下の図書館活動促進事業費の増5万円でございますけれども、これは5月28日の第69回花祭りにおいて、美幌仏教振興会様から、図書館の蔵書に役立ててほしいと御寄附をいただいたものにより、購入を図ろうとするものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、議案59ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入について御説明を申し上げます。

農業費分担金150万円につきましては、稲都福梅地区の事業費調整に伴う2,0

00万円の増に対する7.5%の受益者分担金でございます。

その下の1,890万円の減につきましては、除雪グレーダを当初2,200万円と見込んでいたものが、310万円ということで、1,890万円の減でございます。

農業費補助金の187万5,000円につきましては、稲都福梅地区の事業費調整に係る増でございます、それぞれ62万5,000円と125万円の増額でございます。

それから、女満別空港ビル出資配当金60万円の増額でございます。これにつきましては、町が保有しております400株に対する1株当たり1,500円の配当金でございます。

それから、その下の学校林売払代の増ということで、先ほど御説明いたしましたとおり、東陽小学校の田中学校林の売り払い代金が確定したことに伴いまして、当初予算80万7,000円と売り払い代金の差額について補正を図るものでございます。

それから、その下の社会福祉費寄附金の増2万円につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げました、川村すみ様からの寄附金でございます。

その下の5万円につきましても、歳出で御説明を申し上げました、美幌仏教振興会様からの寄附金でございます。

その下、前年度繰越金の増1,798万8,000円でございますけれども、今回の補正に係る財源として、平成27年度決算に係る繰越金を充てるものでございます。

次に61ページになります。

雑入の中の物品等売払の増でございますけれども、この増額については、主に鉄くずの売り払いによる増額の補正でございます。

町債につきましては、先ほど第2表で御説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上、御説明を申し上げます。どうぞ

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 63ページになります。会計管理事業費の増で、臨時職員賃金128万2,000円ですが、私の聞き違いかもしれないのですけれども、先ほどの説明で、7月1日に出納審査の人が1名減ったという説明でしたが、減ったのだったら、これはマイナスになるかと思ったので、なぜプラスになったのか質問いたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） ここにいた職員については、職員給与費で予算を計上させていただいております。7月1日の人事異動でその職員1名分について、ここに欠員を生じてございます。その欠員が生じた分を臨時職員で対応を図るための今回の予算計上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 65ページの真ん中の緑化推進事業費の増のところでありませけれども、保存木が倒れたと言っていましたけれども、どの程度、およそ何本くらい倒れたのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 倒れましたのは、美幌町青山の美幌町指定保存庭園ということで、美幌町緑の保全及び緑化の推進に関する条例において保存庭園を指定しておりますが、この中のハルニレ、大体幹周り80センチ程度、樹齢については不明なのですけれども、1本が倒木したものでございますので、これの環境保全のための処理に関する助成を行うものでございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず一つ目は、

67ページのみどりの村維持管理事業費の減ということと、それに結果として、林業費のこともあわせてお聞きしたいのです。主旨としては、私は、長く議員をやっておりますが、みどりの村振興公社管理運営は、どこまでが仕事で、どこまで管理しなくてはいけないかということで、常に疑問に思い、自分自身で整理できなかつたことがあつたもので、このページでいう298万9,000円の減、退職という事情があつてですが、そのかわりにみどりの村がやっていた仕事の一部として、森林公園管理事業委託料が発生したというお話だと思つたので、そこら辺の説明を求めたいと思つた。

また、微妙な計算があるにしても、みどりの村の298万9,000円が減つて、委託料が102万4,000円ふえた。簡単にいけば、差額として190万円超えるぐらいのお金になっている。管理というのは、今後どうされようとしているのか。そういうこともあわせてお聞かせ願つたいということです。

大きい意味の二つ目、67ページの土木費の、堤内排水対策費340万円の積算根拠。専決処分の際に、樋門が何カ所で幾らという組み立てでなさつていると思うのですが、ここであえてお聞かせ願つたいのは、基本的には大雨等の災害準備をするためのお金を、今回も見越して出してきたという思いがあるのですけれども、そこで不思議に思うのは、総務費の関係で計上になつていない部分もある。ですから、これは土木費だけで、今後の大雨の対応がしきれんと思つているのかどうか。これは総務費の関係で計上になつていないのは、本当は聞いてはいけないと思つたながらも、見越しとして、340万円ですべてが総務費もかからないでできるという意味合いのことをどう理解していいのか。今までの給与費や今後見越しの中でうまくできますと言うのであれば、それでいいのですけれども、過去

の経験の話を少しさせてもらいますと、除雪費の委託費は見たけれども、臨職の賃金はずっとおくれて補正を組んだという経緯がありますので、連動するものはしっかり連動させて、補正なり要求すべきだということがありますので、これはまたぐ話ですけれども、説明できる範囲内でこの2点、お教え願つたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） それでは初めに、みどりの村維持管理事業費の関係でございますが、1点目の、みどりの村振興公社管理運営費負担金につきましては、みどりの村の嘱託職員・臨時職員9名分の人件費を計上しております。

こちらが3月末をもって、契約職員1名と嘱託職員3名が退職いたしました。後任といたしまして、嘱託職員2名と、パート職員1名、そして、本来でありましたら、嘱託職員をもう1名雇用するところでしたが、都合によりまして、その確保ができております。

そして、その間の業務につきましては、主に森林公園キャンプ場でございますが、こちらの斜面の草刈り、広場の草刈り、環境整備等業務をみどり就労センターに委託しております。このため、この事業費用の102万4,000円を、森林公園管理業務委託料に増額させていただこうとするものであります。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 土木費で今回補正をさせていただいております340万円の内容でございます。

こちらは、ポンプの樋門管理です。樋門9カ所のポンプの設置費、作業員配置のための費用、リースのポンプ発電機の費用を2日間見込んで340万円として計上しております。それと、これに伴う、直営作業員の費用でございますが、当初予算の中で対応できるということで連動はさせておりません。今回はポンプ設置費のみを補正さ

せていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私の頭の中がまだ整理できていないので、まず一番最初の振興公社について。結果として、今まで人を多く雇用できないでいて、すぐさま補正をかけていますので、僕は年度というのは、平成29年3月31日までであると思っていますのです。みどりの村というのは、シーズンの途中だとは思いますが、こういう意味で言えば109万円の仕事量がなくてもみどりの村は運営できるのかということです。差し引き計算で言えば197万円です。もちろん、1年通してなさっていることですが、今の段階でしっかり出てきているということは、何回も言いますが、私の感覚として、197万円分が今まで過剰に使っていたという意味合いにもとれる。不用額だからこういう減額補正を出してきているのだらうと思うのですが、今後も含めて仕組みがよくわからない。これは今、答弁できることとできないことがあるかと思っておりますけれども、私の聞こうとしていることは、そういうことだということでもあります。

次に、堤内排水について、今、建設水道部長が答えてくれた範囲内はそうだと思うのです。ひっかけて悪かったのは、建設水道部長の分野を超えるかもしれませんが、これに連動して、大雨のときは総務費もかかるのでしょと。そういうことを勘案した場合、今回の340万円が多い、少ないではなくて、連動して見ておくべきものはないのかということです。というのは、台風関係の専決処分の予算書で、これはもう通過した話ですが、そういう意味で連動しているものがやはりあるだろうという思いがあったものですから、そこら辺の整理という意味で、これは誰がお答えになるかわかりませんが、いやいや今回3

40万円分の委託料を見ているんですけども、総務のほうではかかりませんよという思いでいらっしゃるのか、そこら辺予算の関連でわからないものですから、今回お教え願いませんかという趣旨で、言わせていただいたものです。

ただ、これは建設水道部長に聞いても困る話だと思いつつも、いや今回は答えられませんと言うのであれば、それでも構わないのですが、予算というのは、関連しているものはしっかり予算化すべきだという思いがあったものですから、答えられる人がいたら答えていただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 初めに、みどりの村の関連でございますが、議員おっしゃるように、今回の負担金と委託料の差が190万6,500円ございます。このうち、主な内訳の大きなものは、退職した者の賃金単価が大きいということと、ボーナス等が含まれているということと、やめた職員の人件費が高かったということと、採用した者は嘱託職員ですので、ボーナス手当等がございませんので、その差がやはり大きいという状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 今回、土木費で計上させていただいております340万円は、当初予算で計上しておりました340万円を8月の大雨災害で使い切るといことで、これから起きうる部分の堤内排水対策ということで、通常堤内排水対策費として340万円を増加させていただくものですので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 御指摘のありました今回の専決においては、総務管理費の中で災害対策事業費ということで、専決処分をさせていただいたところでございます。

災害対策の本部費含めて経費がかからないのかというと、恐らくかかると考えております。極力既存の予算の中で対応できるような形をとっていきたいと思っていますし、また、嘱託・臨時含めた賃金について、今回補正をさせていただいておりますが、極力職員の中で対応できるような体制も考えていながら進めたいと思っておりますが、どうしても災害対応の中にかかると経費が出てきた場合については、また専決等で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これで3回目ですから、質疑は3回というルールは守りますけれども、私は災害というのは、通常勤務ではないと見ています。ですから、役場職員には、もちろん残業手当もつけているところでありましてけれども、そしたら、例えば管理職は、一般業務は管理職手当で処理できることだと思っておりますが、通常勤務でないものに対しては、管理職手当から離れていると私は思うので、そういう意味では少し妙な言い方になりますが、管理職も夜を徹してお勤めになっているとするならば、私は当然管理職という肩書はあっても、一般業務でないとするならば、きちんとその仕事量に合わせて対応をとるべきだと思っておりましたし、しているのだと——例えば、部隊関係は、特に危険手当というのは別につくのです。少し例え話が悪いのですが、通常の勤務以外のときに出たとすれば——そういう関連も今後私は——ここは一般質問の場ではないのですけれども、しっかり整理しておかないと、ことしの1月、2月に、除雪費を補正し、結果としては余りました。余りましたけれども、連動するものはしっかり整理されておくべきだろうと思います。

これは意見になって申しわけないのです

が、ただもう一つ、みどりの村について、単価の安い、高いということは、正直言ってわかりました。でも、また知恵がつくのです。単価の安い方がいらっしやっても、みどりの村はきちんと運営できるとするならば、みどりの村の公社が雇用するに当たって、初めから単価の高い人は必要ないと思うのです。今現在しっかりやっているということですので。これ以上話すと一般質問になりますが、そこら辺、今の説明では私の頭の中は整理できませんが、今精いっぱい答えていますので、これでやめておきます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 管理職等の関係でございますけれども、災害対応について、管理職手当がこの業務についての手当だということではなくて、管理職としての手当として支給をさせていただいているものでございます。災害対応についても、基本的にはその業務の一部であると思っておりますので、そういった意味からいけば、夜を徹するかどうかは日常の業務の中であろうかと思っておりますし、災害対応についても、日常の業務であろうかと思っております。

ただ、その時間帯、それから拘束時間含めて、相当のものがあるのだろうと思っておりますし、これが続く場合もございまして、その辺の対応についてどうするかというのは、私の立場からは答えられませんが、何かの検討が必要かもしれませんけれども、一応業務については災害対応も特別な業務というよりは、一般業務であるという認識をしております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 63ページの政策推進事業費の130周年のロゴマークを選定するための予算が計上されていると先ほど説明がありました。ロゴマークの募集、

あるいは選考方法、それから選考されてからの活用方法について、まずお伺いしたいと思います。

次に、その下の運転免許自主返納者交通費助成の関係。7月末現在で84人の方が申請されたと聞いておりますが、平成27年度の返上者が何人で、28年4月以降の返上者が何人いるのか、内訳をお教えいただきたいと思います。

次に65ページ、緑化推進事業費の保存木が倒壊したことによる撤去の補助金ということで、上限20万円ということはお聞きしましたが、実際にこの樹木を伐採処理する場合の経費は、実額でどの程度かかるのか、もしおわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、最初の130年記念事業のロゴマークについてでございます。これについては、来年の10月12日に美幌130年を迎えるということで、広く町民からロゴマークを募集したいと考えております。最優秀作品を2点、これは一般の部と子供の部という形で2点つくると。それぞれ一般の部と子供の部の使途については、子供の部については、教育関係で主に使っていただき、一般の部については、庁用封筒あるいは広報紙等々を通じて、その1年間このロゴマークを使いながら美幌の皆さんに130年ということでの郷土意識について再確認をしていただくという形で考えているところでございます。

この選定については、まだ人選はできておりませんが、審査員を選定しながら進めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 運転免許証の自主返納者数のことですが、平成27年度でございますが、美幌警察署管内、これは美幌町・津別町を含めた数でございますが、年度で46名の返納者

数がございました。28年度、ことしに入りまして、美幌町で受けました自主返納の数でございますが、8月末の時点で92名の返納の申請がございました。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 緑化推進事業費の助成金でございますが、まだ正式に実績をもらっておりませんが、見積りの段階では約65万円程度かかるとはお聞きしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） ロゴマークの募集と活用方法についてはわかりました。一般活用というのは何となくわかるのですが、教育部門で子供たちにどうやって使うのかは、これから活用の仕方を期待したいと思います。

先ほど審査委員はまだ決まっていないということでしたが、行政以外から何人ぐらいの方を審査員として迎えるのかということ、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 審査員を何名で構成して、そのうち外部からの審査員を何名にするかというのは、まだ決めておりません。10月に入って募集を開始する予定ですので、そのときに合わせてどういった選考委員会をつくるか検討していきたいと思っておりますが、行政職員だけで選考するような形は好ましくないと思っておりますので、外部選定員も導入しながら進めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） わかりました。それで、子供の部を選考するときに、審査する目線を変えて、子供の部の対象者は中学生以下なのか小学生以下なのか忘れちゃったけれども、例えば小学生以下であれば、中

高生を入れて、少し年齢の違う階層で審査を行うような工夫があってもいいのかとも思いましたので、別に答弁は要りませんが、ぜひ大人目線ではなくて、せっかく子供の部もあるということですので、その辺も御検討いただきたいと思っております。

次に移りますが、質問した免許自主返納は84人の内訳を聞いたという意味で、少し質問の仕方が十分でなかったことをおわびしたいと思いますけれども、そのうち27年に返上した人が美幌町で何名で、28年になってからの返上者が84人のうち何人いらっしゃるのかということですので、その内訳をお知らせください。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君） 大変御迷惑をかけました。84名のうち、27年度の免許返納者が28名、28年度が56名となっております。以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第69号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第70号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第70号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の71ページをお開き願います。

議案第70号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に過年度補助金確定に伴う返還金等の補正を行おうとするものであります。

平成28年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,819万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、80ページ、81ページをお開き願います。

3、歳出。

2款、保険給付費につきましては、財源調整でございます。

3款、後期高齢者支援金等と、その下の4款、前期高齢者納付金等につきましては、それぞれ過年度分の社会保険診療報酬支払基金の確定に伴い、18万9,000円と6万4,000円を増額補正するものであります。

6款、介護納付金につきましては、過年度分の社会保険診療報酬支払基金の確定に伴い、介護納付金113万5,000円を減額補正するものであります。

8款、保健事業費につきましては、次の82ページ、83ページをお開き願います。

個別予防接種負担金1万5,000円ですが、先ほど一般会計でも御説明いたしましたけれども、予防接種法の改正に伴い、本年10月から実施のB型肝炎予防接種に係る国民健康保険加入者分の負担金を補正するものであります。

10款、諸支出金、国庫負担金等償還金につきましては、平成27年度一般被保険者の療養給付費確定に伴う療養給付国庫負担金の返還金1,602万円であります。

その下の直営診療施設繰出金につきましては、平成27年度北海道国民健康保険特別調整交付金により交付されました、国保病院の直営施設設備整備交付金に係る135万円を補正するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、78ページ、79ページをお開き願います。

2、歳入。

2款、国庫支出金、介護納付金負担金36万3,000円の減額及び後期高齢者支援金6万円の増額につきましては、先ほど歳出で説明いたしました過年度分の社会保険診療報酬支払基金の確定に伴う介護納付金の減額及び後期高齢者支援金の増額に伴うものでございます。

3款、療養給付費等交付金につきましては、平成27年度退職被保険者に係る療養給付費交付金の確定に伴う増額補正であります。

その下の4款、前期高齢者交付金につきましては、平成26年度前期高齢者交付金の精算による増額補正であります。

9款、繰越金につきましては、今回の補正に伴う財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第70号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第71号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第71号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の85ページをお開き願います。

議案第71号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度補助金確定に伴う返還金等の補正を行おうとするものであります。

平成28年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ854万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,692万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

まず歳出から御説明いたしますので、94ページ、95ページをお開き願います。

3、歳出。

2款、保険給付費につきましては、財源調整でございます。

その下5款、諸支出金、過年度介護給付費返還金854万7,000円につきましては、平成27年度の介護給付費、地域支援事業費等の精算により、返還金額が確定したことによる補正でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしま

すので、92ページ、93ページをお開き願います。

2、歳入。

4款、支払基金交付金、介護給付費交付金85万4,000円につきましては、平成27年度介護給付費交付金の精算による追加交付金を増額するものであります。

7款、繰入金につきましては、今回の補正財源を介護保険基金に求めるもので、619万4,000円を増額するものであります。なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料56ページに添付させていただいておりますが、4,254万7,000円となります。

8款、繰越金につきましては、前年度繰越金149万9,000円を増額するものであります。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第71号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第72号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第72号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の97ページをお開き願います。

議案第72号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを御説明申し上げます。

平成28年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、平成27年度に実施しました終末処理場の機械及び電気設備の更新工事の際に発生しました鉄のスクラップ材の売却を昨年度末の3月に行いましたので、その収入に見合う補助金の返還を行うために予算計上を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,036万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

次に106ページ、107ページをお開き願います。

以上、御説明申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第72号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第73号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第73号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。
病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案の109ページをお開き願います。

議案第73号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入では、緊急臨時的な医師の派遣に伴う謝金等収入を、収益的支出では、4月に採用した内科医師の住宅に要する経費の補正を、資本的収入では、国保直診施設整備事業として、医療機器の整備に対する国保会計からの補助金について補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第3条、資本的収入の補正につきましては、記載のとおり、資本的収支の不足額を8,343万5,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものでございます。

資本的収入の補正の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第4条、他会計からの補助金の補正につきましては、直診施設設備整備事業として、医療機器等更新に対する国保会計からの補助金について、補正を行うものでございます。

110ページ、111ページをお開き願います。

医業外収益の補正でございます。

緊急臨時的医師派遣事業謝金565万円につきましては、本年4月より大空町東藻琴診療所及び美幌療育病院に対し、診療支援として医師の派遣を行っており、その派遣に対し、北海道から医師確保に係る謝金が交付されていることから、その謝金収入について計上するものでございます。

医業支接受託料190万円につきましては、大空町東藻琴診療所への医師派遣について、女満別中央病院から支払われる診療支接受託料を計上するものでございます。

ストレスチェック受託料10万円につきましては、教育委員会の教職員のストレスチェックに従事する医師の相談業務受託料を計上するものでございます。

次に112ページ、113ページをお開き願います。

医業費用の補正でございます。

消耗備品費60万円につきましては、4月に採用いたしました内科医師が入居する一戸建住宅を新規に借り上げるため、その住宅に必要なカーテン購入費として、保険料の1万3,000円につきましても、同様に新規借り上げの医師住宅に係る借家人賠償責任保険料をそれぞれ増額補正するものでございます。

次に114ページ、115ページをお開き願います。

資本的収入の補正でございます。

国保会計補助金135万円につきましては、平成27年度の医療機器購入に対し、北海道から特別調整交付金が国保会計に交付されていることから、国保会計から補助金として計上を行うものでございます。

以上、御説明いたしましたのでよろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 111ページ、緊急臨時的医師派遣事業謝金のことであり

ます。金額云々ではなくて、どういう計算式というか、例えば日数がこのぐらいあったなど、一定の決まり事があって謝金が決まるものだと思っています。それとあわせて、国保病院の医師が派遣されていますので、その間、国保病院において不都合はなかったのか。かなり無理をしたのか。余裕があつて行ったのか。そこら辺も説明していただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 緊急臨時的医師派遣事業の積算の内訳でございますけれども、これは北海道からの補助金ということで、1回当たり5万円の金額が交付されてくるものでございます。内訳につきましては、延べ113日分ということで、東藻琴診療所につきましては19日分、美幌療育病院につきましては3月までの見込みを含めまして、94日分ということでございます。

2点目の医師派遣による病院の影響についてでございますけれども、東藻琴診療所につきましては、担当している内科医師の診療がない水曜日の派遣でございましたので、実質大きな影響はございません。あと、美幌療育病院につきましては、宿直でございますので、病院の勤務終了後、夜の6時から翌朝までとなつてございますので、直接、病院の業務に支障があるというものではございません。以上です。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 来年3月までの見込みも含めてという御回答でありましたが、3月までという話でとめるべきなのか、私自身も迷っているのですが、そうすると、相手方の病院、医師確保も含めて、宿直であっても、医師確保の見通し——同じ町内にあるにしても、来年国保病院も大変な時期を迎えるのだらうと。そういう中で、美幌町が医師確保にも影響したら困ると思つているところなもので、相手方のそ

ういう宿直も含めた勤務としても、見通しをどう事務長は捉えているのか、そこら辺のことも相手のことがあることですが、支障のない範囲内でお答えいただきたいと思つています。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今回の派遣につきましては、当然国保病院の業務に支障がない範疇での派遣となっておりますので、病院に影響が出る部分につきましては、相手側と相談をいたしまして、影響が出ないようにということで考えておりますし、相手方の医師確保については、鋭意努力されていると聞いておりますし、当然今会計年度の範疇ということで、3月までの分を見込んでおりますけれども、これは見つかつた段階でやめていくという形になると思つていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第73号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 認定第1号から

日程第22 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第17 認定第1号平成27年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第2号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第1

9 認定第3号平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第4号平成27年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第5号平成27年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第6号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成27年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、2番大江道男さん、4番上杉晃央さん、5番稲垣淳一さん、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さん、11番橋本博之さん、以上6人を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人

の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第23 認定第7号から

日程第24 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第23 認定第7号平成27年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第24 認定第8号平成27年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成27年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号平成27年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番高橋秀明さん、3番新鞍峯雄さん、6番戸澤義典さん、9番坂田美栄子さん、10番吉住博幸さん、12番中嶋すみ江さん、以上6人を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人

の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は15時40分といたします。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された、両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に上杉晃央さん、副委員長に稲垣淳一さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に新鞍峯雄さん、副委員長に戸澤義典さん。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや、4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は16時20分といたします。

午後 3時42分 休憩

午後 4時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第25 意見書案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第26 意見書案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第26 意見書案第9号「新たな高校教育に関する指

針」の見直しを求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第27 意見書案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第27 意見書案第10号特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第28 意見書案第11号

○議長（大原 昇君） 日程第28 意見書案第11号JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第29 意見書案第12号

○議長（大原 昇君） 日程第29 意見書案第12号農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第30 意見書案第13号

○議長（大原 昇君） 日程第30 意見書案第13号「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書についてを議題としま

す。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第31 意見書案第14号

○議長（大原 昇君） 日程第31 意見書案第14号指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することと決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第32 報告第14号

○議長（大原 昇君） 日程第32 報告第14号健全化判断比率について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第14号健全化判断比率については、これで終わります。

◎日程第33 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第33 報告第15号資金不足比率について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第15号資金不足比率については、これで終わります。

◎日程第34 報告第16号

○議長（大原 昇君） 日程第34 報告第16号放棄した債権の報告について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の

提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第16号放棄した債権の報告については、これで終わります。

◎日程第35 報告第17号

○議長（大原 昇君） 日程第35 報告第17号平成27年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第17号平成27年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

◎日程第36 報告第18号

○議長（大原 昇君） 日程第36 報告第18号例月出納検査報告について（5月～7月分）。

お手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、例月出納検査報告について（5月～7月分）は、これで終わります。

◎日程第37 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第37 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおりに申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 4時32分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員